

須賀川市中小企業ホームページ開設等支援事業

補助金のご案内

市では、市内に住所を有する中小企業者がビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページ開設等を行う事業に対し、補助制度による支援をしています。

新たに開設するホームページの作成や既に開設しているホームページのリニューアル等が対象となりますので、是非ご利用ください。

1 補助金の交付対象者

- ・市内に住所を有する中小企業者

2 補助対象事業

- ・広告宣伝及び販路拡大のためインターネットを活用したホームページの開設等を行う事業

3 補助対象経費（市内業者への外部委託費）

- (1) 新たに開設するホームページの各種コンテンツ・ページ制作等に要する経費
- (2) 既に開設しているホームページのリニューアル等に要する経費
- (3) ドメイン取得等に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

4 補助金額

- ・補助対象経費の2/3で、補助限度額15万円（取扱詳細は、別表を参照ください。）
※須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付された者で、事業開始から1年以内の場合は20万円

5 補助申請から交付までの手順

- (1) 事業着手の1カ月前に、実施時期、事業内容、経費等を市商工労政課に事前相談
- (2) 補助金交付申請書の提出（事業着手の2週間前）
 - 提出書類 「補助金交付申請書」「事業計画書」
 - 添付書類 ・ホームページ作成に係る見積書の写し
・定款又は企業概要が確認できる書類
・着手前のホームページ全画面を印刷したもの（リニューアルの場合）
・その他市長が必要と認める書類
- (3) 申請者へ補助金交付決定を通知（その後、事業着手）
- (4) 実績報告書の提出（事業完了後14日以内）
 - 提出書類 「実績報告書」「事業報告書」「補助金交付請求書」
 - 添付書類 ・補助対象経費の支出を確認できる書類（領収書の写し等）
・作成したホームページ全画面を印刷したもの
・その他内容に応じて必要とされる書類等
- (5) 申請者へ補助金を交付（口座振込により交付します。）

